

令和2年第3回芸西村議会「定例会」議事日程

令和2年9月10日

- 日程第1 議案第56号 令和元年度芸西村一般会計の決算認定について
- 日程第2 議案第57号 令和元年度芸西村代替輸送事業特別会計の決算認定について
- 日程第3 議案第58号 令和元年度芸西村住宅新築資金等特別会計の決算認定について
- 日程第4 議案第59号 令和元年度芸西村国民健康保険特別会計の決算認定について
- 日程第5 議案第60号 令和元年度芸西村介護保険事業特別会計の決算認定について
- 日程第6 議案第61号 令和元年度芸西村後期高齢者医療特別会計の決算認定について
- 日程第7 議案第62号 令和元年度芸西村簡易水道事業特別会計の決算認定について
- 日程第8 議案第63号 令和元年度芸西村下水道事業特別会計の決算認定について
- 日程第9 議案第64号 令和2年度芸西村一般会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第65号 令和2年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第66号 令和2年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第67号 令和2年度芸西村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第68号 令和2年度芸西村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第69号 令和2年度芸西村下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第70号 村道路線の認定変更について
- 日程第16 発議第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
- 日程第17 議員派遣の件
- 日程第18 閉会中の継続調査の申し出

招 集 年 月 日 令和2年9月10日

招 集 の 場 所 芸西村役場議場

開 会 時 間 午前 9時00分

応 招 議 員

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1			2	岡村 俊彰	○	3	岡村 興樹	○
4	伊藤 宏	○	5	仙頭 一貴	○	6	安芸友 幸	○
7	小松 康人	○	8	松坂 充容	○	9	宮崎 義明	○
10	池田 廣	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職 員	氏 名	職 員	氏 名	職 員	氏 名
村 長	溝渕 孝	副 村 長	池本 尚彦	教 育 長	池田 美延
監 査 委 員	大野 美智子	総 務 課 長	都築 仁	会 計 管 理 者	筒井 義明
健康福祉課長	山本 裕崇	産 業 振 興 課 長	岡村 昭	土 木 環 境 課 長	松本 巧
企画振興課長	恒石 浩良	教 育 次 長	佐藤 大輔	総 務 課 長 補 佐	池田 豪
健康福祉課長補佐	池田 加奈	産 業 振 興 課 長 補 佐	長崎 寛司	企 画 振 興 課 長 補 佐	藤川 薫

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	吉永 卓史
--------	-------

【議事の経過】

令和2年9月10日（木）

[9:00 開会]

《開会》

○ 池田 廣 議長

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、令和2年第3回芸西村議会定例会第3日を開会します。本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

《日程第1》

○ 池田 廣 議長

日程第1、議案第56号令和元年度芸西村一般会計の決算認定についてを議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。8番、松坂君。

○ 松坂 充容 議員

おはようございます。8番松坂です。1点だけ質問を行います。ふるさと納税の寄附金についての使い道ですが、それについてお尋ねします。令和元年度の決算でも、ふるさと応援基金から5億4379万円余りが繰入され、村の幾つかの事業に充当されていると思います。この問題については、先日の勉強会でも、どのくらいの事業にどれだけ使っているのかを聞きましたが、明確な答えはありませんでした。2カ月ほど前にも、総務課に行き聞きましたが、企画に聞いてくれということで、これも答えがありませんでした。何か極秘事項にしているのかなという印象を受けます。令和元年度のふるさと応援基金は、どのくらいの事業にどのように充当したのか、三つ、四つ例を挙げてお示してください。以上です。

○ 池田 廣 議長

都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

おはようございます。松坂議員の質疑にお答えしたいと思います。最初に、何回聞かれても明確な答えがなかったということは、ちょっとお詫びをしておきます。申しわけございません。

令和元年度決算で、ふるさと応援基金を充当した金額は、先ほど言われました約5億4380万円です。細かい事業内訳につきましては、まずふるさと納税事業に2億6000万円、保育所管理事業に6275万円、園芸用ハウス整備事業に4800万円、塵芥処理費に2700万円、障害福祉サービス費に2487万円、芸西米ブランド確立支援事業に1870万円、乳児医療事業に1300万円、予防接種事業に1251万円など、計34事業に充当しております。以上です。

○ 池田 廣 議長

8番、松坂充容君。

○ 松坂 充容 議員

答弁ありがとうございます。若干ながら、全貌が見えてきました。見えてもないか。ですが、それぞれ充当する事業によって金額を分けているわけですけれども、それはどのような基準で、それに充当しているのか、その根拠、基準を答弁願います。

○ 池田 廣 議長

都築総務課長。

○都築 仁 総務課長

充当額を決めた根拠はということですが、基金の用途につきましては、寄附者の意向が反映されるよう配慮し、それぞれの分野・事業へ充当しております。その中で、各事業の割り振りについては、補助事業である場合は、補助金を差し引いた残りの一般財源分に充当しております。その他の一般財源のみで行われる事業にも当然充当しております。充当額を決めるに当たっては、自治体の裁量に委ねられており、村として明確な根拠は定めておりませんが、そもそも基金からの繰入については、財源不足を補うためのもので、ふるさと応援基金については、財源不足が生じている寄附者の意向に沿った事業に充当しており、その積み上げの合計が決算額となっております。充当額を決める根拠が必要ではないか、というご意見の方もいらっしゃるかもしれませんが、そもそもふるさと応援基金の繰入金額についても、決まった基準がありませんので、現状では充当額について、基準等を定めることは考えておりません。

○ 池田 廣 議長

8番、松坂充容君。

○ 松坂 充容 議員

結局、私の受ける印象は、寄附された額を何の哲学とか理念もなく、単に、ある面、地方交付税と同じような扱いで繰入しているという印象を受けるんです。だから、その30、40言いましたかね。全部を村民に明確に語れない、広報にも一般論的な仕分けしか語れないという事実になっているのではないかと思います。当村の、そのふるさと納税事業は、急速に成長して、多分県下でも、有数の納税額に膨らんできていると思います。そういう中で、寄附の使い道をどう見せるのか。もっと哲学、理念を決めて、重点的にやるという、そういうやり方も私は必要ではないかと。そうすることによって、それが村の理念となり、村の印象を強め、そしてさらに、それが寄附を集める力になっていくと思います。ですから、寄附の使い道を隠すのではなくて、理念を見せて、村のピーアール、イメージアップにつなげてほしいと思いますが、村長どう考えるのかお尋ねします。

○ 池田 廣 議長

溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

おはようございます。松坂議員からは、ふるさと応援基金の充当方法につきまして質疑をいただいております。令和元年度の状況につきましては、先ほど担当課長からご説明をさせていただいたとおりでございます。決して隠しているとか、極秘事項というふうなことでは全くございません。基金の充当先や額をどのようにして決めているのかというご質問ですけれども、これは、当初の予算の編成とか補正の編成の時もそうですけれども、最終的には決算額の歳出に対して、歳入側で財源充当を行う際に、国・県補助金や地方債などの特定財源を充てて、残った隙間に一般財源等を充当する際に、基金で財源調整を行っているということでもあります。基金には、財源調整機能を持ちました財政調整基金とか、減債基金とかあるわけですが、その基金の他に、特定の設立趣旨を持ちましたその他の特定目的基金という基金群がございます。その中にふるさと応援基金があるわけですが、他の特定目的基金と比べまして、用途・目的が一つの分野に限られておりませんので、一般的な財政調整基金に準ずる性格を有している基金だというふうには思っております。決算の財源調整には、財政調整基金のみで調整しきれない場合に、その他の特定目的基金の中から、その趣旨に沿って充当が可能な場合に、その決算額の規模と充当可能金額と基金残高と照らし合わせながら、細かく充当する作業を財政当局で行っております。財政担当におきましては、普通会計決算の各種の財政指標が適正となるように、また特定の基金のみが極端に増減をしないようになど、さまざまな調整作業を行っております。加えまして、中長期的な行政運営の視野に立った場合に、計画されている大規模な事業、例えば当村でいいますと、教育施設の再編事業などが将来的には来るのではないかとというふうには思っておりますけれども、その財源を留保することも考えまして、その年次に財源となる基金が枯渇をしないように、現在の予算規模を考えて、財政指標を適正にコントロールしながら、予算編成を行っております。決算に当たりましては、どの基金をどのタイミングでどれだけの額で取り崩して決算額に充当するかという

ことが、大変重要となるわけですが、確定した歳出額に対し、歳入側の充当調整作業につきましては、先ほど申し上げましたように、財政指標などをにらみながら行うために、その都度判断が変わります。当然、私のほうにも、財源充当については、事前に担当から報告・相談が行われておりまして、私自身、財政担当の経験も長いものですから、適宜担当に指示を出しておりますけれども、財政は極めて専門性の高い、特殊な分野でございますので、できるだけリスクを回避しながら、慎重、堅実な運営を心掛けているところでございます。そうした作業の延長線上のことですので、基金の取り崩し額に対し、あらかじめ何かの基準やルールというものを設けるというふうなことにつきましては、先ほど課長が申し上げましたように、かえって財源調整機能の硬直化を招くことになるというふうに考えておりますので、あくまでそれぞれの基金の設立趣旨に沿った運用を基本としているところでございます。ただ、議員がおっしゃられましたように、例えば充当財源をもう少し明確に、例えば重点的に、今の充当内容でも基金の設立趣旨、あるいは寄附者のご意向を外れた充当先はないというふうに考えておりますけれども、あまり小まめな、例えば一般財源への充当を考えずに、もう少し明確にそれぞれの分野に充当すべきではないかというふうなご指摘は踏まえまして、今後充当作業に励んでまいりたいというふうには考えております。その点につきまして、ご理解賜りたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○ 池田 廣 議長

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 56 号を採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 56 号は原案のとおり認定することに決定しました。

《日程第 2》

○ 池田 廣 議長

次に、日程第 2、議案第 57 号令和元年度芸西村代替輸送事業特別会計の決算認定についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 57 号を採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 57 号は原案のとおり認定することに決定しました。

《日程第 3》

○ 池田 廣 議長

日程第 3、議案第 58 号令和元年度芸西村住宅新築資金等特別会計の決算認定についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 58 号を採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 58 号は原案のとおり認定することに決定しました。

《日程第 4》

○ 池田 廣 議長

次に、日程第 4、議案第 59 号令和元年度芸西村国民健康保険特別会計の決算認定についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 59 号を採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 59 号は原案のとおり認定することに決定しました。

《日程第 5》

○ 池田 廣 議長

日程第 5、議案第 60 号令和元年度芸西村介護保険事業特別会計の決算認定についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 60 号を採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 60 号は原案のとおり認定することに決定しました。

《日程第 6》

○ 池田 廣 議長

日程第 6、議案第 61 号令和元年度芸西村後期高齢者医療特別会計の決算認定についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 61 号を採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 61 号は原案のとおり認定することに決定しました。

《日程第 7》

○ 池田 廣 議長

次に、日程第 7、議案第 62 号令和元年度芸西村簡易水道事業特別会計の決算認定についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 62 号を採決します。
本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 62 号は原案のとおり認定することに決定しました。

《日程第 8》

○ 池田 廣 議長

日程第 8、議案第 63 号令和元年度芸西村下水道事業特別会計の決算認定についてを議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 63 号を採決します。
本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 63 号は原案のとおり認定することに決定しました。

《日程第 9》

○ 池田 廣 議長

次に、日程第 9、議案第 64 号令和 2 年度芸西村一般会計補正予算(第 3 号)を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。8 番、松坂充容君。

○ 松坂 充容 議員

8 番松坂です。3 点ほど質問と提案を行います。まず一つ目に、この補正予算にも 5 億円のふるさと納税寄附が計上されています。先日、ふるさと納税の勉強会をしたんですけども、その中で、ふるさと納税の寄附額を当初予算に多額に組めない理由の一つのとして、返礼品費やサイト利用料などの経費の財源をどうするのかという議論がありまして、他の近隣の自治体などはどのようにしているかということ調べてみるということだったんです。近隣の自治体は、どのような予算の組み方をしていたのか、前年実績のどれくらいの予算を組んでいたのかお尋ねをします。

それと、二つ目ですが、この間コロナ対策として、いろんな定額給付金とか持続化給付金などの支給があり、今回の補正でも、いろんな臨時給付金が計上されています。これらの給付金には、課税されるのかどうかお尋ねをします。

それと、3 点目ですが、今回も計上されております感染症対応地方創生臨時交付金の使い方について、一つの提案があります。国の 2 次補正予算で、コロナ対策に苦勞してきた医療従事者、介護福祉施設、障害者施設などの従事者に対しまして、1 人 20 万円から 5 万円の慰労金の支給が盛り込まれ、11 月ぐらいの支給で進んでいるようです。3 月に学校は感染拡大防止のため休校措置が取られましたが、保育・幼稚園・学童保育などは、医療福祉分野で働く保護者の子どもの受け皿になっていることも理由に原則施設を開き続けることが要請されました。これらの施設は、施設の特性上 3 密を避けることは困難であり、感染リスクを感じながら保育継続へ懸命の努力を続けてきました。しかし、国の 2 次補正では、医療従事者などに医療給付金が支給されたのに対し、保育所・幼稚園・学童保育などで働く人への支給は盛り込まれませんでした。対象外となった人から、強い憤りの声が上がっています。このような事態に対しまして、多くの自治体が今回の地方創生臨時交付金を使い、保育士や学童保育指導員などに慰労金を出すような動きが広まってきています。当村においても、慰労金の支給を検討してはどうかと思いますが、お尋ねをします。

○ 池田 廣 議長
都築総務課長。

○都築 仁 総務課長

松坂議員の質疑にお答えしたいと思います。まず、1点目のふるさと納税の予算の組み方について、他の市町村のやり方はどうかということです。これまでのふるさと納税関連予算の計上方法などにつきましては、議員もおっしゃられました7月16日の臨時議会での質疑や議会後の全員協議会などでご説明をさせていただいておりますので、ここでの説明は省略しますが、その際に、「ふるさと納税寄附額の上位の県下の自治体の予算編成状況なども勉強し、基金の積み立て方法や現年度事業への充当などを検討し、健全な財政運営を心掛けながら、来年度の予算編成に生かしていければと考えております」というふうに答えさせていただいております。その際、上位の自治体に問い合わせた状況ですが、まず翌年度予算の編成については、前年度実績に基づき、過大とまらない程度に予算化しているところがほとんどで、中には「まち・ひと・しごと総合戦略」に基づき、毎年増やしていくとしているところもございました。

それと基金の積み立て方針や事業への充当方法については、寄附金全額を基金へ積み立て翌年度事業に充当しているところ、全額基金へ積み立てるが一部取り崩して現年度事業へ充当しているところ、寄附額からふるさと納税に係る必要経費を差し引いて残った分を基金へ積み立てているというところと、各自治体それぞれの考え方があるということが分かりました。しかしながら、県下上位の自治体は、いずれも市もしくは町であり、当村とは財政・予算規模が異なりますので、そのまま参考にできないとも感じました。

その中で、今回の補正予算でふるさと納税関連予算といたしまして、歳入見込みで5億円、歳出で3億6100万円の歳出予算が計上されましたので、財政担当とも相談の上、今回の補正予算については、収入から必要経費を差し引いた1億3900万円弱を基金への積立額とし、歳入歳出を同額ということとしてしております。この方法は、従来からの方法とは異なりますが、他の自治体を参考にしたというよりは、これまでの村のやり方については、過去にふるさと応援基金を設置した際、寄附者の意向に沿う形で基金へ全額積み立てるべきではないかとの議論もあり、現在のやり方でこれまでできております。しかしながら、返礼品事業の費用を一般財源で補う方法では、年々予算が大きくなってまいりますと、財源に限りがある小規模自治体では予算編成ができないことが明らかでもありますし、また県主催の財政担当者勉強会での、あくまでも一般論としてですが、財政調整基金または財政調整基金は住民の財産であり、返礼品に使うのは筋が違うのではないかと、寄附金で支出するか、また、ふるさと納税の基金については、確実に事業へ充当する必要があるとの見解もあり、今回参考にしております。

来年度のふるさと納税関連予算の編成につきましては、まだ時間もありますので、引き続き勉強しながら検討していきたいというふうに考えております。

2点目の持続化給付金とか、今回の特別定額給付金とかにつきましてはの課税の状況ですが、今回の新型コロナウイルスに関連した各種助成金の税務上の取り扱いに関しましては、4月に国税庁から通知が出ております。それを紹介させていただきますと、非課税となるものは、まず、法令等の規定により非課税所得とされているもの。例えば10万円の特別定額給付金や子育て世帯への臨時特例交付金などは、非課税と法律に明記されております。次に、学費など学問修業の費用として支給される金品、最後に、心身又は資産に加えられた損害に対する賠償金や相当の見舞金など、いわゆる家計支援は非課税というふうになっております。いずれも非課税の取り扱いについては、限定列举であり、ここに書かれていない助成金や支援金などは、次のいずれかの所得として所得税あるいは法人税などの課税対象所得となります。まず、事業所得等に区分されるもの。例えば、事業者の収入が減少したことに対する補償や休業等に伴う給与所得者の収入減少の補填を目的とするものなど、今回であれば持続化給付金や休業要請協力金などはこれに当たるものと考えられます。次に、一時所得に区分されるものは、地域振興券や学生の生活費を補うために支給された支援金などはこれに当たります。ただし、一時所得については、50万円の特別控除がありますので、他の一時所得との合計で50万円を超えない限り課税対象とはなりません。最後に、雑所得に区分されるもの。これは事業所得、一時所得に該当しない助成金というふうにされております。

3点目です。保育士さんなどへの慰労金の支給をしてはどうかということです。議員のおっしゃるように、県外の複数の自治体では、独自給付として保育士への慰労金や応援金などの名目で支給するという自治体もあるようです。また、国においては医療従事者等には慰労金を給付するとされておりますが、年齢的に利用

者に重症化リスクが低いことを理由に、保育所・放課後児童クラブ等については、国の制度においては支給対象外というふうにされております。高知県におきましても、保育士等への慰労金の支給については、医療機関、高齢者・障害者福祉施設は事業の性質上、休館等の対応が困難であること、利用者が感染した場合の重症化リスクが高く、より感染防止対策が求められることなどの一方で、保育所等については、年齢的に利用者に重症化リスクが低いこと、利用の自粛が可能であること、休園期間中も運営費は支給対象としていることなどを理由に、県としても支給予定はないというふうな見解でした。

議員からは、村の臨時交付金事業において、村独自の政策として保育士等への慰労金を支給してはどうかというご提案ですが、これまでの交付金の使い道としては、国からの活用事例集などを参考に、村としても必要な対策について、ごく短期間で事業を練り上げてきました。その中で今回ご質問にある慰労金というものについては、活用事例や他の自治体からの情報がなかったこともあり、村としては検討ができていないのが現状です。以上です。

○ 池田 廣 議長
8番、松坂充容君。

○ 松坂 充容 議員

結局、ふるさと納税寄附金についての予算の組み方も今後の検討課題という答弁だったと思いますが、この自治体も、返礼品とかに交付税を充当するか、納税寄附額を充当するか、それぞれだと思えます。だから、何が正解とかいうのはないと思うので、僕も村独自で決めてやったらえいと思えます。ただ、予算を組む額については、やっぱり6月議会に急速補正予算を組まなくてはならないような事態になることは避けるべきだと思いますので、寄附額の、例えば今年は1億5000万円だったかな。そういう低さではなく、実績のやっぱり7割、8割は当初予算に組んでいくべきだと思いますが、その辺の見解を村長にお尋ねします。

それと、給付金への課税等については、税法上の説明が課長からありましたので、区分がよく分かりましたが、ただ、今回の給付金は言うまでもなく、どれも緊急時における特別な救済策なので、これまでの税法を当てはめることがどうなのかと、全部特例とか何とか付いているわけで、それは村長としても、国に対しまして非課税措置を取るよう求めるべきだと思いますが、どうお考えでしょうか。お尋ねします。

それから、慰労金についても、これは検討していないということで、検討してくれるのかどうかと思いますが、結局、いろんな自治体が、インターネット見ましても、幾つも子どもの施設の従事者への慰労金というのは組んでいる事例が出てきます。それは、その自治体の長が、保育所など児童福祉施設に国が慰労金の対象外としている意味が、やっぱり納得できないということから発生していると思えます。それらの施設は、社会を支える基盤の一つとして、事業継続が要請され、衛生備品も不足し、密を避けることも困難な中、感染への不安も感じ、リスクも負いながら事業を継続することは、医療従事者などと何ら変わりはないと私は思いますが、その子ども関連の施設の感染リスクについて、村長の認識をお尋ねしたいと思えます。以上です。

○ 池田 廣 議長
都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

松坂議員から再質疑をいただきました。まず、1点目のふるさと納税の予算につきましては、今後、また勉強もしていきますが、議員のおっしゃるように、なるべくそういった緊急の補正等がないような見込みを立てながら、今後、担当課とも相談しながら予算を組んでいきたいというふうに考えます。

それと、もう1点、給付金に対しての課税につきましては、議員からは国にも要望してほしいということですが、持続化給付金などについては、課税すべきではないというようなことですが、こちらのほうは、税法上で定められているものを、村の判断で非課税とかにするとか、課税所得から除くということは、税の公平性の観点からはすべきでないというふうに考えております。非課税にすべき所得ということであれば、議員のおっしゃいますように、国において法整備がなされるべきであり、独自の判断は避けるべきというふうに考えます。

それと、保育士さんへの慰労金です。今後、検討していくのかどうかということです。今年の冬ごろには国において、臨時交付金の3次補正が行われる予定というふうにも聞いておりますが、また今後、庁内でも2次補正で予算できなかった事業などの優先順位や県下の自治体の動向なども注視しながら、引き続き、感染拡大の防止、住民の生活支援、影響を受けた事業者や地域の経済対策などを早急かつ優先的に検討していく中で、芸西村では児童に関する施設というのは保育所・幼稚園・放課後児童クラブというふうにはなりませんので、そちらの地方公務員である保育士だけの処遇改善を優先的に進めるということについては、住民の方からの理解が得られないのではないかとというふうには考えております。以上です。

○ 池田 廣 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

松坂議員から何点か質疑をいただいておりますが、基本的には課長が答弁したとおりでございまして、ふるさと納税の予算の組み方につきましては、議員ご承知のとおり、以前にふるさと応援基金を設立した際に、寄附者の意向に沿った形で、寄附をしてくれるんだから、寄附金はそのまま基金へ一旦は積みすべきであると、全額積んだというふうに見せていくべきであるというふうな議論があったというふうには聞いておりますので、そのような形で踏襲してきたものだというふうには考えております。予算の組み方につきましては、ただ、課長が言いましたように、大きい市でありますとか比較的規模の大きい自治体でありますとか、そのような予算で幾ら寄附額が増えましても、歳出側で必要経費を組むことができますので、あまり痛くもかゆくもなく、一般財源を使用して必要経費を組み合わせながら、他の事業へも一般財源を回せるというふうなことになりますけれども、当初、芸西村のほうでは、寄附額がそもそも小さかったと思います。小さい寄附額が、ものすごく今、大きくなってきましたので、従来形のままで、この大きな予算をいきなり組もうとしますと組めませんというふうな形になります。そのまま歳入で寄附額を基金へ上げながら、歳出側で一般財源を使って基金を充てることなく必要経費を用意しようとする、他の事業へ手が回らなくなるので予算が組めません。ですから、一旦、増えていった輪郭ごとに補正予算をこうして要求をすると、編成をするということになるということで、これまで説明してきたところでありますけれども、今後におきまして、寄附額が、そもそもこういった高水準の総額になってきた場合に、なかなか今までの議論で、今までの形で予算の編成ができないといった場合につきましては、先ほど課長が言いましたように、必要経費をいわゆる差し引いた形で、公金振替という作業が出てくるのかも分かりませんが、歳入側で歳入した額をそのまま歳出のほうへ振り返すというふうなテクニックが必要なのか分かりませんが、その分をそうしたところへ回していかないと、予算としては成立していかないとというふうな形になりますので、従来全額基金へ上げるというところが、なかなか無理が生じてくるとすれば、当初予算の組み方そのものをもう少し時間がありますので、勉強をしていきたいというふうには考えております。

それから、持続化給付金の課税、非課税のことにつきましては、先ほど担当課長が言いましたように、国税で、国税庁のほうで指針が示されておりますものに反して、うちはやるようなところまでは、つもりはないというふうな答弁だったと思いますけれども、議員が指摘されるのは、そういったことではなくて、そうしたことであれば、そうしたことがいくように国のほうへ要望すべきではないかというふうなことをおっしゃられていたというふうには思いますので、その辺のところは、町村会のほうと、また他の自治体の考え方なども集約して、情報収集もしながら、必要であれば、町村会のほうから要望としてそうした声も上げていくということも必要ではないかなというふうには思いますので、今後情報収集はしてみたいというふうには思っております。

それから、3点目の臨時交付金の扱いについてでございますけれども、保育関係の施設従事者への慰労金を支給する考えはないかというふうな質疑をいただいておりますけれども、確かに、保育所等におきましても、相応の感染リスクはあることは十分に私としても認識をしております、他県では実際にクラスターも発生をしているというふうな報道もありました。これまで、高知県下ではあまり実例として出てこなかったということもあつて、県内では積極的にそうした切迫した議論はされてこなかった部分はあると思いますが、現在におきましても県下での深刻な事例はないというふうには認識をしております。今後におきましても、県下の感染状況に応じまして、そのような議論も当然出てくるものとは思いますが、その際におきま

しても、感染リスクのみの観点からいえば保育士さんだけではなくて、食料品販売の量販店の職員さんとか、あるいは窓口業務を行う職員など、多くの方々と接触機会の多い他の業態につきましても、押しなべて同様のリスクはあるというふうに考えておりますので、全ての方に不公平感なく支給が行われるのが好ましいのではないかと私は考えておりますが、現実的にはそうした公平感のない支給につきましては、業種間の線引きがなかなか困難ではないのかなというふうな予想はしているというふうなところでございます。

また、1次、2次の臨時交付金のメニュー出しの際にも、政府におきましては、感染拡大の防止と、そして新たな生活様式の確立、この二つの大きな柱でメニューを考えなさいというふうな指針が当時あっております。これを緊急かつ最優先として考えるような方向性が示されておりました。当時は、ですので、その際に、国から検討するように添付がありました活用事例集にも、例えば議員ご指摘のような保育職員の処遇改善とか、慰労金的な支給については示されていなかったというふうに記憶をしておりますので、現在、高知県下の市町村でこのことについて、現在のところ申請事例がないというのも、そういった経過からではないかなというふうには考えております。今後も、国におきまして議論が進みまして、さまざまな業態でリスクと戦う方たちへの公平な支援が十分に行われることとなれば、喜ばしいことだというふうには私は思いますので、議員の所属党派におかれましても、国政の場におきまして、ぜひ強力に要望活動などを行っていただきますように私のほうからもお願いをいたしまして答弁とさせていただきます。

○ 池田 廣 議長

他に質疑はありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第64号は原案のとおり決定しました。

《日程第10》

○ 池田 廣 議長

日程第10、議案第65号令和2年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。8番、松坂充容君。

○ 松坂 充容 議員

8番松坂です。1点だけ質問とお願いをいたします。コロナの影響で収入が減った人で国保税の減免申請をした人は、現時点で5人だということです。それが、今回の補正で出ている災害臨時特例補助金、国庫補助金ですが51万4000円、この分がそれに当たっているのだと思います。ただ、本当にたった5人なのかという疑問があります。特例給付金の受給した人や、休業要請に応じた人など収入が減った人は、もっと多くいるのではないかと。減免申請が可能な人はもっと多くいるのではないかとという思いが私にはあります。国も、今回は緊急避難的な対応なので減収幅は実際の額ではなく、見込みでよいというようなことも言っているようですので、そういうことも知らせながら減免申請を呼び掛けてはどうかと思いますが、お尋ねします。

○ 池田 廣 議長

都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

松坂議員からは、国保税のコロナ減免の状況についてご質問をいただいています。少ないのではないかとということですが、議員には6月定例会での国保条例の質疑でご質問いただいた際には、減免申請の方法や対象期間などについてご説明をさせていただきました。その後、ホームページや納税通知書へ減免についての

お知らせなどを同封し、広く周知はしてまいりました。その結果、おっしゃられましたように現時点での申請は5世帯となっております。申請件数が少ないのではないかとご指摘ですが、こちらのほうで、その要因を考えますと、要因の一つとして考えられますのが、今回の減免対象となる方は、令和2年中の収入が令和元年中の収入より3割以上減少することが見込まれる場合であり、現時点では9月から12月の収入は見込みで申請することとなります。そうしますと減免が決定された後で、実際12月までの収入が前年の3割減とならなかった場合には、既に決定された減免額を納めなくてはならないのかどうかというところが、まだはっきりとは決まっておりません。そのため、申請を遅らせている方もいるというふうには聞いております。この件については、県へ問い合わせを行いまして、現時点では、3割以上の減少見込みで受け付けたものの最終的に3割以上減少しなかった場合でも、減免を取り消さなくてよいとの見解ではありますが、国からの正式な通知は今現在来ておりませんので、減免の相談があった際には、見込みが違った場合には減免額を納めてもらう可能性もあるというような説明はさせていただいておりますし、近隣の自治体においても、同様の説明を行っているというふうに聞いております。

それともう一つの理由として考えられるのは、そもそも世帯主の前年中の所得がない場合です。本年度に課税されている国保税があっても減免対象額が発生せず、減免対象とならないということが考えられます。これは、減免対象額算出の計算の際には、前年の繰越損失額なども算入されますが、国保税の計算には専従者給与も世帯の所得に含まれるため、世帯主に所得がなくても課税は発生するということとなります。そういう世帯からも実際に相談がありますが、計算の結果、減免対象額が発生しなかったので申請はしていないというような状況があります。

今後におきましても、国からの正式な通知や新たな情報が入りましたら、順次ホームページや広報などで周知していきたいというふうに考えております。以上です。

○ 池田 廣 議長

他に質疑はありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第65号は原案のとおり決定しました。

《日程第11》

○ 池田 廣 議長

日程第11、議案第66号令和2年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第66号は原案のとおり決定しました。

《日程第12》

○ 池田 廣 議長

日程第12、議案第67号令和2年度芸西村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 67 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 67 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 13》

○ 池田 廣 議長

日程第 13、議案第 68 号令和 2 年度芸西村簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 68 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 68 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 14》

○ 池田 廣 議長

次に、日程第 14、議案第 69 号令和 2 年度芸西村下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
他に質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 69 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 69 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 15》

○ 池田 廣 議長

日程第 15、議案第 70 号村道路線の認定変更についてを議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 70 号を採決します。
本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 70 号は原案のとおり認定することに決定しました。

《日程第 16》

○ 池田 廣 議長

日程第 16、発議第 4 号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題にします。

提案者の提案理由の説明を求めます。2 番、岡村俊彰君。

○ 岡村 俊彰 議員

発議第 4 号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書、読み上げます。(発議第 4 号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を読み上げて説明)

提出者、芸西村議会議員岡村俊彰、賛成者小松康人。以上、芸西村議会会議規則第 14 条の規定により提出します。よろしくお願ひします。

○ 池田 廣 議長

説明が終わりましたので、これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから発議第 4 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。

全員挙手です。

従って、発議第 4 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 17》

○ 池田 廣 議長

日程第 17、議員派遣の件を議題にします。会議規則第 129 条の規定により、お手元に配付いたしました資料のとおり、それぞれの議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。〔「異議なし」の声〕
異議がないようですので、議員派遣の件はお手元に配付の資料のとおり派遣することに決定しました。

《日程第 18》

○ 池田 廣 議長

日程第 18、閉会中の継続調査の申し出を議題にします。各常任委員会並びに議会運営委員会から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。各常任委員会並びに議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに、ご異議ありませんか。〔「異議なし」の声〕

異議がないようですので、各常任委員会並びに議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

《閉会》

○ 池田 廣 議長

以上をもちまして、本会議に付議された事件は全て終了しました。よって、会議規則第 8 条の規定により、令和 2 年第 3 回芸西村議会定例会を閉会します。

[10 : 05 閉会]